

市民税 県民税 特別徴収に係る納期の特例について

給与等の支払いを受ける者（春日井市在住を問わず）の人数が常時 10 人未満である市民税及び県民税の特別徴収義務者は、次のページの申請書を提出することにより、給与等の支払いの際徴収した市民税及び県民税特別徴収税額を、次に掲げる期日までに納入することができます。常時 10 人未満とは常に 10 人に満たないということで、多忙な時期などにおいて臨時に雇い入れた者があるような場合には、その人数を除いた人数が 10 人未満であるということです。

6月分から 11 月分	-----	11 月分（翌月 12 月 10 日納期限分）の納入書で 6 か月分の合計額を納入してください。
1 2月分から翌年 5 月分	-----	翌年 5 月分（翌月 6 月 11 日納期限分）の納入書で 6 か月分の合計額を納入してください。

- (注) 1 納期の特例に係る申請をされても、滞納や著しい納入遅延がある場合は承認されない事があります。また、承認を受けても滞納したり納入遅延があると、この特例を取り消すことがあります。
- 2 納期の特例の承認後、給与の支払いを受ける者の人数が条件の限度を超えた場合は、郵便又は電話にて財政部市民税課 [Tel (0568) 85-6093~6096] までご連絡ください。
- 3 納期の特例が承認された場合でも、退職等の異動があったときは「市民税及び県民税の特別徴収に係る給与所得者異動届出書」は、その事由が生じた日の翌月の 10 日までに必ず提出してください。